

第 44 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業の商業運転開始と環境・社会影響について（IDA、IBRD、MIGA、ADB）

提案者：メコン・ウォッチ 東智美

背景：

ナムトゥン 2 水力発電事業は、3 月 15 日にタイへの電力輸出を開始した。5 月 14 日の財務省とメコン・ウォッチの会合では、5 月中旬に商業運転が開始されると聞いている。しかし、ラオス政府とのコンセッション契約や世界銀行のセーフガード政策に規定されている環境社会配慮上の主要な要件は商業運転開始後も満たされていない。

メコン・ウォッチは 2010 年 5 月 20 日～25 日に、インターナショナル・リバーズとともに、本事業によって影響を受けている移転村 6 村と発電後の水の放流による影響を受けているセバンファイ川流域の 7 村の住民からの聞き取り調査を行い、主に以下の問題が明らかになった（別紙参照）。

- 移転住民が失った水田、果樹、家畜への補償が完了していない。
- 補償農地の灌漑整備が遅れている。
- 貯水池漁業を持続的に行うための管理が行われていない。
- セバンファイ川の下流では、ダムからの放水開始後、多くの住民が皮膚病を発症している。
- セバンファイ川の川岸の野菜畑の補償が完了していない。
- セバンファイ川の漁業資源を利用している内陸地域では、未だに Village Saving Fund が開始されていない。

特に、ダムからの放水開始後、今回訪問した全てのセバンファイ川沿いの全ての村で、皮膚病が発生しているが、事前の警告や発生後の緊急措置など有効な対策はとられていない。

また、ナカイ高原の移転住民に対する水田、果樹の補償が行われていないことは、コンセッション契約に違反している上、セバンファイ川の川岸の農地補償が未完了であることとともに、「移転のために必要な措置が実施されるまでは、（移転住民の資産への）アクセスの移動や制限が行われない」ようにしなければならず、「とりわけ、土地や関連する資産の接収は、補償が支払われたあとでなければ行ってはならない」（OP4.12 パラグラフ 10）としている世銀の非自発的住民移転に関するセーフガード政策にも違反している。

質問：

1. 2005 年 4 月 12 日に開催された財務省－NGO 定期協議特別セッションで、財務省国際局参事官（当時）は日本政府が同事業への世銀・ADB の支援に賛成した理由について、「・・・歳入の貧困削減目的への適切な利用、公共財政管理の透明性の確保や管理能力の構築、ラオス政府

の長期的なキャパシティ・ビルディングの必要性、希少動物等々保護等を含むところの環境社会配慮の実施、被影響住民との有意義な対話・・・を確保することについて確約できるのか、と確認したところ、それに対して事務局として確約するという返事があった。日本のほうからはさらに、プランがきちんと実行されるか、その過程で対話が有意義に行われるか、ということは重要なので、承認後も理事会に対して進捗の報告がきちんとなされるべきではないか、ということを行い、事務局のほうからは半年に一度理事会へ報告するという答えを得ている。そうしたことから最後に日本の理事は賛成した・・・」と説明している。農地の補償や清潔な飲み水の確保など、コンセッション契約や世銀のセーフガード政策に規定された環境社会配慮上の要件が計画通り実施されないまま、商業運転が開始されたことについて、同事業への世銀・ADB の関与に賛成した日本政府としての見解を伺いたい。

2. ナカイ高原の補償農地における灌漑整備の設置が未完了のまま操業が開始されたことについて、世銀・ADB もコンセッション契約の要件が満たされていないことは認めている（世銀・ADB の回答書、5 ページ）。5 月 14 日の財務省とメコン・ウォッチの会合では、財務省としては、コンセッション契約には adaptive management が記されており、要件が 100% 満たされなければ絶対に運転を開始してはいけないということではなく、プロジェクト全体の状況をみつつ、総合的に判断するものと認識されているとのことだった。しかし、コンセッション契約の当該箇所が公開されていないため、adaptive management がどのような文脈で記載されているのかは明らかでない。世銀・ADB としては、コンセッション契約に規定された環境・社会配慮上の要件が満たされていないことを、どのような根拠で adaptive management と見なし、商業運転開始を認めたのか。また、今後、コンセッション契約において約束された環境・社会配慮上の条件が満たされることをどのように担保するのか。
3. セバンファイ川の下流で発生している皮膚病については、早急に水質悪化の危険性の周知し、緊急に生活用水を供給するなどの措置が必要である。また、NTPC が設置した井戸に水質の悪化が見られる村では、井戸以外の選択肢を検討した上で、長期的に清潔な生活用水が供給されるようにする必要がある。また、NTPC は現在原因を調査中であるとのことであるが、調査結果およびこれまでの水質モニタリングの結果を公開すべきである。財務省としても、世銀・ADB を通じて、皮膚病の危険性に関する周知の徹底、短期的・長期的な安全な生活用水の確保、情報公開を働きかけていただきたい。

参考資料：

- ・ 財務省-NGO 定期協議特別セッション（2005 年 4 月 12 日）議事録
- ・ ラオス・ナムトゥン 2 プロジェクト現地訪問（2010 年 5 月 20 日～25 日）報告

議題 2：IFC の社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 田辺有輝

背景：

2009 年 9 月、国際金融公社（IFC）は、社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂を開始した。2010 年 5 月 5 日には、開発効果に関する理事会小委員会（CODE）において、第 1 ドラフトに関する議論が行われ、その後、第 1 ドラフトが公開された。今後は、この第 1 ドラフトをもとに世界各地でのコンサルテーションが予定されている。第 1 ドラフトには以下のような問題があると理解している（なお、下記で使用している略称は以下の通り：PS→Performance Standards、PSES→Policy on Social and Environmental Sustainability、SPS→Safeguard Policy Statements、PDI→Policy on Disclosure of Information、PCP→Public Communication Policy）。

1. 既存政策から後退している点：

- PS 全般にわたって、目的の minimize が reduce に変更されている。
- 経済的移転における要件として、移転計画の策定から補償計画の策定に変更されている。移転計画と補償計画の要件の差異が不明確である（PS5 パラ 18）。
- クリティカル・ハビタットの定義から「地元住民にとって社会的、経済的、文化的に特に重要な生物多様性」という条件が削除されている（PS6 パラ 14）。

2. 他の多国間開発銀行（MDBs）の基準よりも低い点：

- 環境アセスメントにおいてゼロオプションを含めた代替案検討が要件となっていない（PS1 パラ 10）。ADB ではゼロオプションを含めた代替案検討が要件となっている（Policy Principles 1-3）。
- カテゴリ FI においてセンシティブなサブプロジェクトの IFC によるレビューが要件となっていない（PSES パラ 30）。アジア開発銀行（ADB）ではセンシティブなサブプロジェクトの融資前に ADB のクリアランスを受けることが要件となっている（SPS-Safeguard Requirements 4 パラ 15）。
- 借入人等によるモニタリングレポート（プログレスレポート）の公開が要件となっていない（PS1 パラ 30）。ADB では借入人等によるモニタリングレポートの公開が要件となっている（Policy Principles 1-7, 2-12, 3-9）。
- IFC によるアクションプランの年次アップデートが公開の要件になっているものの、モニタリングレポート（プログレスレポート）の公開が要件となっていない（PDI パラ 13）。ADB では ADB によるモニタリングレポートの公開が要件となっている（PCP パラ 92）。
- 環境・社会影響評価文書やアクションプランの理事会前のミニマム公開期間が規定されておらず、ミニマム公開期間が規定されているのは IFC によるレビュー結果「ESRS」のみである（PDI パラ 13）。ADB は環境アセスメント報告書ドラフトを 120 日前に公開することが規定されている（SPS パラ 53）。
- 理事会に提案されるプロジェクト承認文書の公開が要件となっていない（PDI パラ 20）。ADB では民間セクター融資において RRP の簡易版の公開が要件となっている（PCP パラ 90）。
- 貸付完了時の環境社会配慮実施状況について情報公開されるかどうか不明確である（PDI パラ

14)。ADBではプロジェクト完了報告書が公開されており、貸付完了時の環境社会配慮実施状況が含まれている¹。

3. 過去の教訓が十分に反映されていない点：

- CAO のレビューによると、アクションプランが被影響住民に公開されたケースは53%。また多くの住民が緩和策について相談がなかったと指摘している。このような事態に対して特筆すべき改善は見られない。アクションプランの現地語への翻訳も要件となっていない(PS1 パラ 26)。
- 政府収入の10%以上の収入をもたらす採掘産業事業における情報公開規定に関して、10%というハードルが高すぎて、これまで適用案件がない (PSES パラ 36)。

質問 1：

2010 年 5 月 5 日の CODE における日本理事の発言内容をお聞きしたい。

質問 2：

2010 年 5 月 5 日の CODE では遵守アドバイザー／オンブズマン (CAO) による評価結果の概要とともに、独立評価グループ (IEG) による評価結果の概要が報告されていると理解しているが、IEG による評価結果は公開されていない。公開の予定を伺いたい。

質問 3：

上記の既存政策から後退している点、他の多国間開発銀行 (MDBs) の基準よりも低い点、過去の教訓が十分に反映されていない点について、財務省の見解を伺いたい。

議題 3：ADB セーフガード政策の解釈及び PID の運用方法について

「環境・持続社会」研究センター (JACSES) 田辺有輝

ADB セーフガード政策の解釈及び Project Information Document (PID) の運用方法について下記の点を伺いたい。

1. ADB セーフガード政策の解釈について

ADBは、Public Communication Policy's (PCP) Safeguard Disclosure -Requirements Superseded by the Safeguard Policy Statement (SPS) をウェブサイト上で発表した²。この文書は、新しいSPSの施行によってPCPに変更を要する点を提示している。うちe)では、借入人等は移転計画書ドラフト及び先住民族計画書ドラフトの公開が要件とならないと記載されている。しかし、SPSの住民移転に関するPolicy Principle 9 及び先住民族に関するPolicy Principle 7 においては、両ドラフトを公開することが規定されており、Policy Delivery Processのパラ 73 では、借入人等が遵守すべき対象としてPolicy Principleが含まれている。上記の点をADB事務局に問い合わせたところ、住民移転に関するPolicy Principle 9 及び先住民

¹ <http://www.adb.org/projects/reports.asp?key=reprs&val=PCR>

² <http://www.adb.org/Disclosure/pcp-changes-2010.pdf> で公開されていたが、現在は削除されている。

族に関するPolicy Principle 7 では、両ドラフトの公開が借入人等への要件になっていないという趣旨の回答があった。

質問 1 :

借入人等による移転計画書ドラフト及び先住民族計画書ドラフトの公開要件に関する ADB 事務局の解釈について、財務省の見解を伺いたい。また、仮に借入人等による移転計画書ドラフト及び先住民族計画書ドラフトの公開が要件にならないとしたら、旧政策からの明らかな後退だと考えられるが、財務省の見解を伺いたい。

質問 2 :

借入人等による移転計画書完成版及び更新版、先住民族計画書完成版及び更新版、環境アセスメント報告書ドラフト、環境アセスメント報告書完成版及び更新版、環境モニタリングレポート、移転モニタリングレポート、先住民族モニタリングレポートの公開要件に関する ADB の解釈及び財務省の見解を伺いたい。

2. PID の運用方法について

2010 年 2 月、ADB が融資検討中であったネパールの西セティ水力発電事業の民間セクター融資及び公的セクター融資の PID が ADB ウェブサイト上から削除された（現在は TA の PID のみが掲載されている）³。また、現地の新聞報道では、事業会社で大量解雇が発生しており、事業地の情報公開センターが閉鎖されたとのことである。本事業の PID が削除された理由について ADB 事務局に問い合わせたところ、プロジェクトが流動的であるため回答できないという返答があった。以下の点をお聞きしたい。

質問 3 :

PID の運用方法に関するルールは存在するか。通常、PID はどのような場合にウェブ上から削除されるのか。

質問 4 :

西セティ水力発電事業の民間セクター融資及び公的セクター融資の PID がウェブ上から削除された理由は何か。

質問 5 :

西セティ水力発電事業の融資検討を継続しているのであれば、PID を公開するべきではないか。融資検討を終了したのであれば、ADB として融資検討を終了したことを関係者に説明する責任があるのではないか。財務省の見解を伺いたい。

質問 6 :

³ <http://www.adb.org/Projects/project.asp?id=41055>

融資検討を終了した案件について、PID において ADB が対外的に説明するプロセスをルール化する必要があると考える。財務省の見解を伺いたい。

議題 4：国際協力銀行・地球環境保全業務（通称 GREEN）について

提案者 満田夏花（国際環境 NGO FoE Japan/メコン・ウォッチ）

【背景】

2010 年（平成 22 年）3 月 31 日に「株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律」（以下、「日本公庫法改正法」）が施行された。これに伴い、国際協力銀行（JBIC）は、途上国における、地球環境保全効果を有する案件に対して、融資・保証及び出資を通じた支援（「地球環境保全業務」）を拡充することとなった。

これに先立ち、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）等の NGO グループは、2010 年 2 月 15 日、①大規模水力発電事業、原子力発電関連事業、大規模な土地利用変化を伴う産業植林事業及びバイオ燃料事業、二酸化炭素回収・貯留（CCS）等、環境・社会リスクが高い案件をあらかじめ支援対象から除外すべき、②土地利用転換による排出も含めたライフサイクルアセスメント（LCA）に基づく温室効果ガス削減効果等のデータを示すべき——という要望書を提出している（別添）。

また、国際的には、融資全体における温室効果ガス（GHG）排出を把握し、削減する取り組みも進捗してきている。

【質問】

1. JBIC が真に気候変動対策に取り組むのであれば、地球環境保全業務といった追加的な融資業務を設ける以前に、JBIC の融資業務全体としての温室効果ガスの排出の把握および削減に努めるべきであると考えますが、いかがか。
2. JBIC「地球環境保全業務」の対象事業・技術リストには、事業によっては逆に大量の GHG を発生しかねないセクターも含まれている。
 - 1) 対象事業の GHG 削減効果については、土地利用転換による排出も含めた評価を行い、その結果を公表すべきであると考えますが、財務省のお考えをおききたい。
 - 2) JBIC「地球環境保全業務の対象事業の考え方」（2010 年 4 月 1 日）には「期待される温室効果ガス排出削減効果」が含まれているが、具体的にはどのような審査を行うのか。JBIC の審査手法および財務省としてのお考えをご教示いただきたい。
3. 対象事業・技術リストに、「水力エネルギー」が含まれている。大規模ダムのもたらす広範囲で不可逆的な環境社会影響に関しては、世界ダム委員会（WCD）の最終レポートなどに示されているとおりである。メコン・ウォッチがタイやラオスにおいてモニタリングを行っている水力発電プロジェクトからは、案件形成時から支援を行っているはずの世界銀行の融資案件ですら、水力発電事業の環境社会影響を回避することは達成できていない。これらのことから、案件形成段階で事業に関与できない JBIC が「地球環境保全業務」の一環として大規模水力発電事業に融資するリスクは極めて

大きく、不適切であると考えるが、この点に関して財務省のお考えをご教示いただきたい。あるいは、「水力エネルギー」を含む場合であっても、WCD 最終報告に示された戦略的優先事項およびガイドラインを遵守すべきであると考えるが、貴省のお考えをおききたい。

4. 一方、日本も含む OECD 諸国は、輸出信用において水力発電を支援する場合、WCD 最終報告のコア・バリューおよび戦略的優先事項などの価値を認識している（2005 年 11 月“Statement on export credits and hydro-power projects”）。JBIC は水力発電事業の審査の際、WCD 最終報告で示されている戦略的優先事項やガイドラインを具体的にどのように審査に反映させているのか。

議題 5：サハリンⅠ石油・天然ガス開発の環境社会配慮と JBIC の融資承認について

提出者：国際環境 NGO FoE Japan 渡辺瑛莉

【背景】

2010年4月15日、国際協力銀行はサハリンⅠ石油・天然ガス開発事業に対し3億6,000万ドルの融資を承認した。

同事業の環境社会配慮については、幣団体をはじめ、国内外の市民団体から、特に、日本のステークホルダーを対象とした情報公開、また、絶滅が危惧されているニシコククジラの影響緩和策が不十分であるということが指摘されてきた⁴。しかしながら、JBICの融資承認時点から現在に至るまで、サハリンⅠ事業において、これらの指摘に対する改善は見られておらず、また、融資承認後公開されたJBICの環境チェックレポートはこれら市民社会の懸念に十分答えるものになっていない。このため、添付資料1のように、5月6日にFoE JapanはJBICに対して意見書を提出している。

幣団体としては、こうした状況下におけるJBICの融資承認は、環境社会配慮ガイドラインを十分に満たしておらず、また、2008年6月JBICが5年間の検討の後、融資承認に至ったサハリンⅡ石油・天然ガス開発事業の環境社会配慮と比べても、同様のレベルに達していないと考えている。

【質問】

1. 貴省として、サハリンⅠの環境社会配慮、特に市民社会から懸念が挙げられてきた日本のステークホルダーへの情報公開およびニシコククジラの保護対策について、JBIC の環境社会配慮ガイドラインを十分に満たしているとお考えか。十分に満たしているとお考えなのであれば、その理由をお聞かせ願いたい。
2. サハリンⅠの開発現場はサハリンⅡと非常に近く、サハリンⅡと同様に生物多様性への影響や社会影

⁴2009年12月9日幣団体および現地・国際NGOからのJBIC宛書簡
(<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/pdf/20091209>)、

2009年12月24日付サハリン・ジャパン・ワイルドライフ・ネットワークからのJBIC宛書簡
(<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/pdf/20091224.pdf>)、

2010年1月25日付サハリン・ジャパン・ワイルドライフ・ネットワーク及びオホーツク環境ネット(OEPN)からのサハリン石油ガス開発株式会社(SODECO)宛書簡 (<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/pdf/20100125.pdf>)、

2010年3月31 日付幣団体およびロシア・国際NGOからエクソン社宛書簡
(<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/pdf/20100331.pdf>) 等を参照。

- 響などが生じるため、サハリンⅡと同レベルの環境社会配慮水準が確保されるべきだと考えるが、いかがか。また、サハリンⅠの環境社会配慮水準はサハリンⅡと同程度に達しているとお考えか。
3. 貴省として、サハリンⅠに対する JBIC の融資承諾に先立ち、市民社会から挙げられてきた懸念に対する JBIC の対応をどのように評価しているのか。

議題 6 : OECD/コモンアプローチの改訂について

提案者 : 国際環境 NGO FoE Japan 清水規子

【背景】

昨年より、OECD 輸出信用グループ (ECG) では、2007 年コモンアプローチ (CA) の改訂が議論されている。これについて、今年 1 月には ECA-Watch は ECG に対して添付資料 1 のような提言を提出している。

また、ECG メンバー間での CA に関するピア・レビューが実施され、その集計結果が今年 4 月に公開されている。今回のピア・レビューは、過去実施されたものに比べ、内容の充実、透明性の向上、途中段階における外部ステークホルダーの参加の確保という点から、改善がみられたことは歓迎したい。今回のピア・レビューの集計結果を踏まえて、課題が見られた点については積極的に CA の強化に向けて取り組むべきである。

【質問】

1. 財務省として、今回の CA 改訂に関する大枠でのスタンスがあれば教えていただきたい。
2. 財務省として、CA 改訂を通じて確保したいと考えている点はどのような点か。
3. 日本政府含め、ECG のメンバー各国は CA の改訂に関する意見を ECG に提出したと理解しているが、これは事実か。事実であれば、それを公表していただきたいが、いかがか。
4. 添付資料 1 の「2」「4」「11」「12」にも関係するが、今回のピア・レビューの集計結果からは、以下のように、現在の CA では、その実効性や公平な競争条件の確保が不十分であることを証明する結果がでている。従って、CA の運用段階での実効性を担保することは、克服すべき重要な課題である。
 - ・ イギリスは、航空宇宙産業及び防衛産業を CA の対象外としている。
 - ・ ニュージーランドは、2000 万 NZD 以上のみスクリーニングを実施している。
 - ・ オランダは、契約時に、原則として環境条件をつけていない。
 - ・ 環境を理由に支援を見合わせたことがあると報告したメンバー国は、10 カ国に限られている。

この点、財務省はどのように考えているのか。

5. その他、特に財務省として添付 1 の書簡について御意見があればお聞かせいただきたい。